

● 通報窓口について ●

情報・システム研究機構では、公益通報者保護法の施行に伴い、機構における通報の適切な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、機構におけるコンプライアンス体制の強化に努めています。

● 機構内窓口

本部事務局総務課長

E-mail : comp@rois.ac.jp

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4 - 3 -13 ヒューリック神谷町ビル2階

TEL : (03)6402-6206 FAX : (03)3431-3070

● 機構外窓口

清水法律事務所 清水幹裕（しみずつねひろ）弁護士

E-mail : shimizu-lawoffice@space.ocn.ne.jp

〒160-0004 東京都新宿区四谷 2 丁目 3 番地カコビル 清水法律事務所

FAX 03 (3359) 3303

※外部窓口は、当分の間、電話及び面談での受付はおこなっておりません。

※通報は、「情報・システム研究機構通報の処理に関する規程」に基づいて処理されます。

● 法令違反行為に該当するかを確認する等の相談

本部事務局総務課長

E-mail : comp@rois.ac.jp

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4 - 3 -13 ヒューリック神谷町ビル2階

TEL : (03)6402-6206 FAX : (03)3431-3070

※窓口等の利用は、電話、電子メール、ファックス、書面又は面会のいずれかによるものとします。書面を利用する際は、4「労働フォーマット」をご利用ください。

公益通報者保護法とは

近年、事業者内部からの通報を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになりました。このため、そうした法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇等の不利益な取扱いから保護し、事業者のコンプライアンス（法令遵守）経営を強化するために、「公益通報者保護法」（以下「法」という。）が平成16年4月1日から施行されています。同法は、公益通報者への解雇等の不利益な取扱いを禁止するとともに、書面により労働者から事業者に通報があった場合は、是正結果等の通知をするよう努めなければならないと規定しています。